

県立尼崎北高等学校 スクールミニマム

序

高等学校は一般に、中学校における教育の成果をおしひろげて、社会の形成者として必要な素質を養い、個性に応じて将来の進路を決め、教養を高め、学力の向上をめざし、いっぽう社会についての正しい理解力と批判力を身につけるよう努力する場だといわれます。そのために本校でも、諸君一人一人の特性や能力が、卒業後の生活において、十分発揮できるようになるために、諸君の高等学校における毎日のいろいろな場面での学習を、計画的・系統的に進めていきます。そこで諸君は、各教科・科目の学習はいうまでもなく、そのほかの諸活動にも積極的に参加し、規律のある楽しく明るい集団活動のもとに、調和のとれた心身の発達に努め、ものの見方や考え方を豊かに健やかに育てていくよう心がけてほしい。

ホームルームの役割や内容をよく考え、お互いに人間として尊重し合い、友情を深めていくとともに、集団の一員として規律を守って、実りの多い高校生活を築いていく姿勢。

クラブ活動は、自分自身の長所や特性を伸ばし、才能を発揮するのによい機会を与えてくれる場であり、同時にまた、それは自分の短所をなおしたり、不得意なものを克服していく場を提供してくれるものであることを知って、意欲的に取り組んでいく心構え。

生徒会活動については、その本質やねらいを汲み取ろう。そこでの活動を通じて、集団の規律を守り、責任をもち、協力し合って高校生活の向上と共同生活の充実をはかっていく積極的な態度。

学校行事としての、入学式・卒業式・始業式・終業式などの式典は、学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、清新な気分での生活の展開をめざしており、学校祭にふだんの学習の成果を総合的に生かし、球技大会、野外活動（修学旅行や遠足など）などを通じて、心身の健全な発達をたすけることや、公正に行動し協力し合い責任感や友情を助長・深化させるなど、人間性を培う色々な行事に積極的に参加する意志。

以上のようなことがらの体験を含めつつ、第一の目標となるべき学習成果の向上発展を実現させるために、計画性があり継続性をもった一日一日の積み上げが、何よりも大切です。それとともに、自分の能力・適性を発見し伸長させる努力も怠ってはなりません。

高校時代は人間としての自立をめざす時期

諸君は今、青年期にあります。子供から大人への過渡期であり、個人差はあるが、身体的な発育がめざましく、運動能力は飛躍的に増大する時期です。一方、精神的・心理的・情緒的にも著しい変容を示します。個性的な差が目立ち始め、一人の人間として、性格・感情・思考・行動などに独自の型をもつようになっていくのです。中でも、自我意識が発達します。その結果、自己主張が強くなり、他人からの忠告や親切も、今までとは違って、干渉や束縛と考えがちになったりするのです。一方で反抗的な強情さを見せる半面、子供っぽい小心さや依頼心も持っています。だから、閉鎖的になったり孤立してしまったり、あるいは、大人を避けて同年代の仲間集団に同化して安心感を得ようとしめます。また過激な言葉や派手な服装で自分を顕示しようとする傾向も強くなり、自分のことを気にする感受性が鋭くなっているために、ひとりよがりな優越感に浸ったり、逆に劣等感に陥ることも、しばしばです。

これらのことは、諸君が心身ともに人間として完成されたものに成長していくときに、避けては通ることのできないワンステップです。この人生の歩みの中で第二の誕生にあたる青年期は、これからの未来に向かってはばたきの時期であり、この時期のすごし方は今後の人生に大きく影響してきます。そのためにこの時期の目標としての夢や理想は、自分で見だし、自分で創りださねばなりません。そしてその理想や夢は、諸君一人ひとりが、どう生きていくか、その生き方にかかわってきます。

人間は、その生き方を、家庭・学校・社会という集団のなかで、実践しています。本校には“尼北フリーダム”という、天下に誇れる美風が培われています。これは自主、自律を校訓と定め自己の行動について自己立法のできる人格の持主として、人間としての自律をめざすことを期待しているからです。自由と勝手気ままとは異なっています。本能的・衝動的にふるまってよいわけはありません。集団活動を維持し円滑に運営していくためには、必要な秩序と規律があります。諸君は個人としての自由と権利を保持しながら、それぞれの属する集団の中で、他人の自由と権利を侵害しないように努めることを要求されています。自分の自由と権利を守り行使するためには、自分自身を律し、自分の言動について責任をもつことが、何よりも必要なことなのです。そして、これらのことに強制されて、しぶしぶ、仕方なく従うのではなく、自主性に基づいて、自分自身の人生のあり方として、今日からすぐ取り組んでほしいと思います。将来に対してどのような自分を実現していこうとするのか、そのためになにをなすべきなのかを考え、行動できることを期待します。

——規律あり秩序あるところにこそ真の自由がある——

本校には、必要なものとして定められた校則や規約・約束をまとめたものとして、自主自律の精神・生活の中から生まれた、“尼北スクールミニマム”があります。多様な現代社会を生きぬくための最低限のルールとして、以下のことがらを身につけ実行してほしい。

1 校 訓

○自主 ○自律 ○愛情 ○協調

2 基本的な考え

○ルールを守ろう ○時間を大切に ○いのちを大切に

3 学校生活のきまり

(1) 通学方法について

① 本校では、徒歩、公共の交通機関、自転車など、それぞれの状況に応じて通学方法を選択できる。自転車通学については許可制としているが、以下の項目を遵守すること。

○ 許可された場合は所定の鑑札を所定の位置につけ、決められた場所に正しくおくこと。

○ 徒歩通学者との混雑を避けるため、8時20分までに登校すること。

○ 交通ルールをよく守り安全に留意する。(ルールは生徒手帳参照)

(2) 学業

① 予習、復習は怠らず、自主的かつ積極的な学習態度で授業に臨む。

② 授業時間を厳守、遅刻などしないよう心掛ける。

○ 8時30分のSHRで出席点呼を行う。

○ 遅刻の改まらない生徒は保護者に連絡すると共に特別指導の対象とする。

③ 自習時間は各自、有意義に活用し、他人の迷惑にならぬよう、静かに学習する。

(3) 服装

① 服装は学習の場にふさわしく質素で清潔なもの、普段から標準服の着用が望ましい。

○ 式典など学校行事には必ず標準服を着用し、校章を付けることとする。

【75期生まで】

(冬の標準服)

男子・上衣 黒詰襟学生服

下衣 黒学生ズボン

女子・上衣 学校指定のスーツ

下衣 学校指定のスカート

(夏の標準服)

男子・上衣 半袖カッターシャツ

下衣 黒学生ズボン

女子・上衣 半袖カッターシャツ

下衣 箱ひだスカート

【76期生より】

(冬の標準服)

男女共通

上衣 学校指定のブレザー

白色無地のカッターシャツ

学校指定のネクタイまたはリボン

下衣 学校指定のスラックスまたはスカート

※必ずブレザーの左襟に校章をつけること

(夏の標準服)

男女共通

上衣 白色無地のカッターシャツ

下衣 学校指定のスラックスまたはスカート

② 履き物——足もとから生活をただそう。

○ 通学時は運動靴・革靴とする。

○ 校舎内では学校指定の上履きを使用し、体育館では体育館シューズを使用する。

③ 頭髮・装身具など。

○ 髪型は流行を追うことなく高校生にふさわしい質素で品位のあるものとする。(脱色・染毛・パーマなどの変形は禁ずる。)

○ 化粧、マニキュア、イヤリング、ピアス等不必要な身の飾りは禁ずる。

(4) 食堂の利用

食事をとるための外出は禁止している。弁当の持参、または食堂のメニューを利用する。

- ① つねに整理整頓に気をつけ、気持ちよく利用できるように心がけること。
- ② 購買時間は 11 時 30 分以降とする。(ただし食堂での飲食は昼休みのみとする。)
- ③ 自動販売機の利用に際してはその場で行い、歩きながらの飲用、教室への持込みは禁ずる。

(5) 諸届け

次の場合は学級担任又は係に届け出ること。(事前に届けられるものは必ず事前に届け出ること。)

- ① 欠席・遅刻・早退するとき。(保護者が事前に電話で、事後の場合は生徒手帳の届け出欄及び欠席届、遅刻、早退届より届け出ること。)
- ② 外出するとき。——登校後は授業終了まで外出しない——
やむをえない用事で外出しなければならないときは生徒手帳により手続きをとる。
- ③ 日曜日、祭日、休業日などに登校して、校舎、校具、校地などを使用するとき。
- ④ 旅行、野外活動、校外での部活動、HR 活動などを行うとき。
- ⑤ アルバイトをするとき。(居酒屋等、主として酒類を扱う店については禁止する。)
- ⑥ 暴力・盗難などの被害にあったり、それを目撃したとき。
- ⑦ 下校時間をこえて活動する場合。(延長活動届を利用)
- ⑧ 本人又は家族に、事故、死亡、伝染病が発生したとき。
- ⑨ 住所変更、戸籍上の変更があったとき。
- ⑩ 生徒手帳を紛失したときは速やかに届け出て再交付の手続きをとる。

(6) 下校時間

- ① クラブ活動と家庭学習の両立をめざし時間を有効的につかうこと。
- ② 活動時間は、原則、下校時間(午後 7 時)までの間とする。

(7) 校外生活

- ① 外出するときは、行先・目的・帰宅時間・連絡方法などを家人に知らせておく。
- ② 夜間の外出はのぞましくない。とくに午後 10 時以降の外出は、被害の例も多く、「愛護条例」により、深夜徘徊として指導を受けることがある。
- ③ 新しい環境の中で、真の友人と呼べる仲間をつくろう。男女の交際についてはお互いの人格を尊重し、その特性を理解するよう心がけよう。
- ④ 未成年者の入場を禁止されている場所へは絶対に立ち入らぬこと。不良行為や恐喝等の被害の例も多く、非行化への温床として特に指導の対象となっている。

(8) 気象警報発令時の授業について

対象となる警報：特別警報、又は大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪

- ① 午前 7 時現在において、尼崎市、又は伊丹市に、上記いずれかの警報が発令されているときは、自宅待機とする。
- ② 午前 7 時現在において、尼崎市または伊丹市に発令されていないが、居住市町に上記いずれかの警報が発令されているとき、又は正規の通学経路が途絶されているときは、該当生徒は自宅待機(公認欠席)とする。
- ③ 午前 11 時現在において、尼崎市または伊丹市に、上記いずれかの警報が発令されているときは、臨時休業とする。
- ④ 午前 11 時現在において、尼崎市、伊丹市ともに解除されたときは、13 時の SHR 後、5 校時(13 時 15 分)より授業を行う。ただし、居住市町に引き続き発令、又は正規の通学経路が途絶されているときは、該当生徒は自宅待機(公認欠席)とする。以降、警報が解除、又は正規の通学経路が回復しても、登校しなくてよい。(公認欠席)

(9) 定期考査中における気象警報発令時の対応について

考査期間中、対象となる警報が午前 7 時現在において、生徒の居住市町のいずれかに発令されたときは、臨時休業とする。なお、臨時休業となった日の考査は、考査最終日の次の日に実施する。該当市町は [] である。 ※ [] の該当市町は、年度当初に全校生徒に告知

4 単車(自動車)について

単車(自動車)について、命を大切にすることを基本理念の一つとしている本校では、「乗らない」「買わない」「取らない」という「三ない運動」を推進し、被害者・加害者、いずれにもならないようその徹底をはか

っている。家庭の事情により必要な場合はその申出（申請書）により、十分に吟味した上で学校長の同意を得ることができる。（但し、目的以外の遊び、登・下校には使用できない。）

5 特別指導について

次のような場合は特別指導の対象としてその行為について十分に反省を促し、あわせて自分の生活、学習、進路、生き方について考えさせられる機会を与える。場合により保護者の来校をもとめ本人に対して、校長の訓戒、謹慎を命じることもある。

- ① 法に触れる行為（喫煙、飲酒、シンナー等の薬物乱用等）
- ② ぐ犯行為（将来法に触れる恐れのある行為）
- ③ 考査における不正行為
- ④ 学校の指導に反する行為
- ⑤ 故意に公共物を破損したとき